相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂二丁目六番地、最後の住所東京都練馬区高松六丁目一九番二八号
被相続人　亡　砂金　常夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
東京都千代田区六番町六番地二〇グランドメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子
（登録姓　安田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区虎ノ門一丁目二番地、最後の住所東京都渋谷区円山町一二番一一号ハイツいのうえ二〇三号　被相続人　亡　森澤　利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂五丁目一二三番地、最後の住所東京都世田谷区太子堂五丁目三五番一一号　被相続人　亡　清水きく江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南蒲田三丁目一三六一番地、最後の住所東京都大田区南蒲田三丁目八番三号　被相続人　亡　細谷　幸代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所東京都中野区中央五―三―一一ロイヤルプラザ中野三〇二号室新中野中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井村　華子
（登録姓　太田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県東磐井郡藤沢町増沢字柏木三番地、最後の住所東京都板橋区若木二丁目二番六―二〇五号昌栄マンション若木
被相続人　亡　伊藤　時夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市仲町一丁目三七番地、最後の住所東京都三鷹市大沢四丁目二二番一一号セダーバック二〇六
被相続人　亡　栗原　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階
相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字江向八五三番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀五丁目二番五号弘済園
被相続人　亡　柴崎　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階
相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区池上新町一丁目六番、最後の住所川崎市川崎区小田栄二丁目一番五―五二七号　被相続人　亡　佐藤　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　坂本　佳隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市厚木町二六〇四番地、最後の住所神奈川県厚木市妻田東一丁目六番五二―一〇三号　被相続人　亡　岡部　能夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
神奈川県小田原市栄町一丁目一四番一〇号ＨＭ―小田原ビル二階
相続財産管理人　弁護士　山崎　夏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市西本成寺一丁目三九七番地、最後の住所新潟県三条市西本成寺一丁目一三番三八号　被相続人　亡　鈴木　亮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所新潟県三条市東裏館二丁目一八番六号
相続財産管理人　司法書士　大島留美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小県郡青木村大字田沢一七五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮下　とみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
長野県上田市中央西二丁目四番三号ニッケンビル二階―Ｂ
相続財産管理人　弁護士　織　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上野忍町二六五五番地、最後の住所三重県伊賀市緑ヶ丘本町一六九〇番地の一三　被相続人　亡　**西**浦栄江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
三重県伊賀市上野西町三三八二番地
相続財産管理人　神戸　安男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市鴨一三二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番二八号尚永ビル二階遠藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　遠藤幸太郎

第７期決算公告　平成27年２月３日

札幌市北区北九条西三丁目７番地
株式会社土屋ホーム
代表取締役　佐藤　孝司

貸借対照表の要旨（平成26年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,214,006
	固定資産	1,255,822
	合計	5,469,829
負債及び純資産の部	流動負債	3,440,013
	固定負債	1,178,271
	株主資本	851,543
	資本金	300,000
	資本剰余金	125,000
	資本準備金	75,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	426,543
	その他利益剰余金	426,543
	（うち当期純利益）	(398,516)
	合計	5,469,829